

●● 制度の推進体制

本人の意思を中心に、様々な関係機関等の中で、中立性を担保しながら、本人の生活に寄り添うことを目指し、二法人体制で進めています。

<主な役割>

各区内に1か所

障害者後見的支援運営法人

- 後見的支援室を運営します。
- 担当職員、あんしんサポーターを雇用します。

横浜市に1か所

横浜市障害者後見的支援推進法人

- あんしんマネジャーを雇用し、それぞれの後見的支援室に配置します。

●● 制度のあゆみ

横浜市障害者後見的支援制度は、「将来にわたるあんしん施策※」の中核的施策の1つとして、平成22年に発足したものです。

障害福祉サービスが充実してきた現在でも、地域で暮らす障害のある人やその家族は様々な不安を抱えています。中でも「親亡き後の不安」を抱えている家族は多くいらっしゃいます。

横浜市は「親亡き後も安心して地域生活を送れる仕組みの構築」について、「後見的支援推進プロジェクト」を立ち上げ、検討を進め、必要なことをまとめました。

親亡き後の本人の地域生活を支えるために必要なこと

● 障害者本人を中心に据えた制度設計

障害者本人の人生を、本人が決定する仕掛けを構築することが必要である。

● 生活をコーディネートする機能の中立性の確保

本人の生活をコーディネートする機能は、本人にとって何が一番適しているのかを考えることができる、中立的な立場であってほしい。

● 地域の人に参加する仕組み

成年後見人や、障害福祉関係者だけで本人の地域生活を支えていくことは困難。地域の人に参加する仕組みを考える必要がある。

● 本人の話を聞く人の必要性

親亡き後にも「本人の話を聞く人」の存在が必要である。



これらを踏まえ、具体的な対応策として『横浜市障害者後見的支援制度』が誕生しました。

※将来にわたるあんしん施策とは

昭和48年に作られた「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進められてきた障害のある人が地域で安心して暮らすための施策。



くわ せいど
詳しい制度の
内容はこちらへ

横浜市障害者

後見的支援制度

住み慣れた地域で、安心して暮らすことを願う

障害のある人とその家族の思いを支援するための

横浜市独自の制度です。



障害のある人が地域で安心して暮らすために――

横浜市障害者 後見的支援制度とは？

どんな制度なの？

● 障害のある人が願う地域での暮らしが実現できる方法を一緒に考えていきます

- 将来の希望や漠然とした不安を受け止め、障害のある人が願う地域での暮らしが実現できる方法を一緒に考えます。
- 生涯にわたって障害のある人に寄り添い、定期的にお会いします。
- 必要に応じて、適切な支援機関につながります。

● 地域の中で、障害のある人の見守りの輪を広げていきます

- あんしんキーパーについて一緒に考えます。

※あんしんキーパーとは

地域住民などの立場から、障害のある人の日常をゆるやかに見守るボランティア

利用できる人は？

- 横浜市内に住んでいる、18歳以上の障害のある人
- お住まいの区にある後見的支援室に登録して利用します。

費用はかかるの？

この制度の利用には、費用はかかりません。

後見的支援室

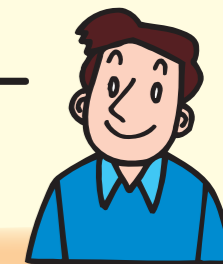
責任者

後見的支援室を
まとめる



あんしん
サポーター

定期的にお会い



担当職員

制度の窓口



あんしん
マネジャー

後見的支援計画を
作る



日中活動の場

暮らしの場

地域の方

家族

相談機関

後見人

区役所



制度をもっと知りたい、利用したい人は？

まずは、お住まいの区の後見的支援室にご相談ください。

しょうがいしゃこうけんできしえんしつ
**障害者後見的支援室の
 連絡先** (れんらくさき)

すまいるの区の後見的支援室にお問い合わせください。

かいしよじかん げつよう きんよう
開所時間：月曜から金曜の9:00から17:00まで(土日・祝日・年末年始は休業)



鶴見区

- 名称/障がい者後見的支援室
りんくるつるみ
- 住所/鶴見区豊岡町3-4リコービル2階
- TEL. **045-633-8471**
- FAX. 045-582-1313
- 運営法人(社福)大樹



神奈川区

- 名称/神奈川区障がい者後見的支援室
おんぷ
- 住所/神奈川区反町1-7-3 ARSビル6階
- TEL. **045-548-8860**
- FAX. 045-548-4653
- 運営法人(社福)若竹大寿会



西区

- 名称/
さぽーと・ねくさす
- 住所/西区中央1-18-22-102・103
- TEL. **045-594-7681**
- FAX. 045-594-7682
- 運営法人(社福)横浜共生会



中区

- 名称/中区後見的支援室
らるご
- 住所/中区山下町70番地 土居ビル4階A室
- TEL. **045-264-8830**
- FAX. 045-264-8831
- 運営法人(社福)みはらし



南区

- 名称/
さぽーと・なみ
- 住所/南区中村町4-283-10
地域生活支援センター南海
- TEL. **045-348-9035**
- FAX. 045-350-8114
- 運営法人(社福)横浜共生会



港南区

- 名称/障害者後見的支援室
すまいる港南
- 住所/港南区港南中央通1-12
- TEL. **045-841-8410**
- FAX. 045-370-7503
- 運営法人(社福)そよかぜの丘



保土ヶ谷区

- 名称/障がい者後見的支援室
ほどがやゆめあん
- 住所/保土ヶ谷区天王町1丁目19番地1
レジデンス・ホノV 1階
- TEL. **045-331-9537**
- FAX. 045-442-1080
- 運営法人(社福)ほどがや



旭区

- 名称/旭区障害者後見的支援室
絆
- 住所/旭区二俣川1丁目45-94
セレス二俣川5階
- TEL. **045-365-5200**
- FAX. 045-744-8860
- 運営法人(社福)訪問の家



磯子区

- 名称/磯子区障害者後見的支援室
コネクト・ハート
- 住所/磯子区杉田5-32-8-1F
「いぶき支援室」内
- TEL. **045-773-7077**
- FAX. 045-775-0050
- 運営法人(社福)光友会



しょうがいしゃこうけんできしえんしつ
**障害者後見的支援室の
 連絡先** (れんらくさき)

お住まいの区の後見的支援室にお問い合わせください。

開所時間：月曜から金曜の9:00から17:00まで(土日・祝日・年末年始は休業)



金沢区

- 名称／金沢区障害者後見的支援室
帆海(ほなみ)
- 住所／金沢区釜利谷東2丁目15-20
金沢文庫金井ビル1F
- TEL. **045-788-2114**
- FAX. 045-788-2160
- 運営法人 (社福) すみなす会



港北区

- 名称／
さぽーと・うみ
- 住所／港北区新羽町1240-1 5階
- TEL. **045-534-1215**
- FAX. 045-534-1216
- 運営法人 (社福) 横浜共生会



緑区

- 名称／緑区障がい者後見的支援室
みどりのこかげ
- 住所／緑区中山1丁目10-28
中山ガーデンハウス102
- TEL. **045-508-9909**
- FAX. 045-530-0860
- 運営法人 (社福) 県央福祉会



青葉区

- 名称／青葉区障がい者後見的支援室
ほっぷ
- 住所／青葉区松風台1-25
- TEL. **045-532-3110**
- FAX. 045-532-3240
- 運営法人 (社福) ル・プリ



都筑区

- 名称／つづき障害者後見的支援センター
リリーフ・ネット
- 住所／都筑区茅ヶ崎中央51-13
森ビル901号
- TEL. **045-482-4871**
- FAX. 045-482-4872
- 運営法人 (社福) 同愛会



戸塚区

- 名称／後見的支援センター
とつかエコー
- 住所／戸塚区戸塚町4130-5
R・K・BLD Totuka II 3F
- TEL. **045-435-9481**
- FAX. 045-435-9482
- 運営法人 (社福) ひかり



栄区

- 名称／栄区後見的支援室
とんぼ
- 住所／栄区桂町711
さかえ次世代交流ステーション内
- TEL. **045-390-0201**
- FAX. 045-892-3933
- 運営法人 (社福) 訪問の家



泉区

- 名称／泉区障がい者後見的支援室
しーど
- 住所／泉区中田東3-15-2
中田町センタービル303
- TEL. **045-443-7911**
- FAX. 045-443-7966
- 運営法人 (社福) いずみ苗場の会



瀬谷区

- 名称／せや障がい者後見的支援室
まんまる座
- 住所／瀬谷区三ツ境11-6
瀬戸ビル1階
- TEL. **045-442-6592**
- FAX. 045-442-6593
- 運営法人 (社福) 瀬谷はーと

